

竹田市教育推進大綱

【令和 7 年度～令和 1 1 年度】



令和 7 年 3 月

竹 田 市

はじめに

戦後の日本社会では、個を尊重してきました。しかしながら、今、自身を振り返ってみると、その態度は自分だけに向けられたものになっていて、他者にも向けられてきたかと問われれば、胸を張って返事をする事ができません。

個を尊重するという態度は、自分に対してだけでなく、他者に対しても及ばなければならないものです。そうすることによって、私達自身を間柄的存在である人間たらしめ、そのことが社会という公共世界をより豊かなものにすると信じています。

言うまでもなく、「私」がないと「公」は成立しません。この原則で社会を考えると、いのち輝く竹田市づくりとは「私」を充実させることによって「公」を開き、誰もが生き活きと関わり合って生きていける社会づくりのことなのです。つまり、「私」を活かし、且つ、そこから「公」を開く『活私開公』の生き方こそが、いのち輝く竹田市づくりには必要なのです。

これまでの「私」に偏りがちな教育を反省し、「公」を開いていく「私」を育んでいくことに教育の重心を移動させた、より充実した人づくりに邁進したいと思います。

「私」と「あなた」、「私」と「公」を対立的に考えるのではなく、止揚統一（アウフヘーベン）し、両者をひとつにしていかなければならないのです。

令和7年3月

竹田市長 土 居 昌 弘

1. 策定の趣旨

平成 26 年 6 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」とされました。

これを受け、竹田市では教育の目標や施策の根本的な方針となる「竹田市教育推進大綱」を策定しました。この大綱が令和6年度をもって期間満了となることから、改めて社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを行い策定するものです。

2. 大綱の位置づけと期間

この大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるもので、「第 2 次竹田市総合計画」と整合性を図るとともに、竹田市教育委員会が策定する「竹田市長期総合教育計画」とも連動するものです。

また、本大綱の実施期間は、令和7年度から11年度までの5年間とします。

R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
(国) 第3期教育振興基本計画				(国) 第4期教育振興基本計画					(国) 第5期	
				第2次竹田市総合計画						
	竹田市教育推進大綱					竹田市教育推進大綱				
竹田市長期総合教育計画		竹田市長期総合教育計画					竹田市長期総合教育計画			

3. 基本理念

他者とともにある かけがえのない わたし
～ 「自分らしさ」から「人らしさ」へ～

4. 基本方針

- ① 情報を活用しながら自分の考えを形成し、主体的に学び続ける（学校教育）
- ② 多様な他者と協働し、スポーツ、文化活動に親しむ（生涯学習）
- ③ 地域に根ざした暮らし、文化、芸術を受け継ぎ、深化する（文化・芸術振興）
- ④ あらゆる他者を価値ある存在として尊重する（人権、包摂的社会）